

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 本校の教育目標である自主自律や文武両道に資することを旨とする。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

テニス（男）、テニス（女）、ソフトボール、卓球、バレーボール、バスケットボール（男）
バスケットボール（女）、ダンス、陸上競技、水泳、登山、野球、バドミントン、サッカー
ハンドボール（男）、ハンドボール（女）、文芸、自然科学、英語、音楽、書道、美術、写真、演劇
茶道・生花、琴、放送、軽音楽

(2) 活動時間、及び日数について（「新潟県部活動の在り方に係る方針」を基本とする）

(ア) 活動時間 学期中 平日2時間 週休日等3時間程度（練習試合や大会等を除く）
長期休業中 平日・週休日等3時間程度（練習試合や大会等を除く）

(イ) 休養日 ・**週当たり2日以上**の休養日（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、年間100日以上の休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てる。

(ウ) その他 ・最終日を除く定期考査期間及び定期考査1週間前は部活動を行わない。大会がある等特別な事情のある場合は、校長に相談する。
・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
・平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会を基本とし、その他の大会については校長が判断する。

3 部活動の運営について

(1) 保護者の理解と協力について

各部の顧問は、部活動運営の基本方針、活動計画、休養日等を保護者に示し、保護者の理解と協力のもとに部活動の適切な運営に努める。

(2) 学習と部活動の両立（文武両道）について

高校生の本分は学習であることを踏まえ、学習時間を十分に確保できるよう、適切な部活動指導に努める。また、本校における部活動の重要性を踏まえ、逞しく、豊かな人間性の涵養に努める。

(3) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導は、いかなる理由があっても部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。